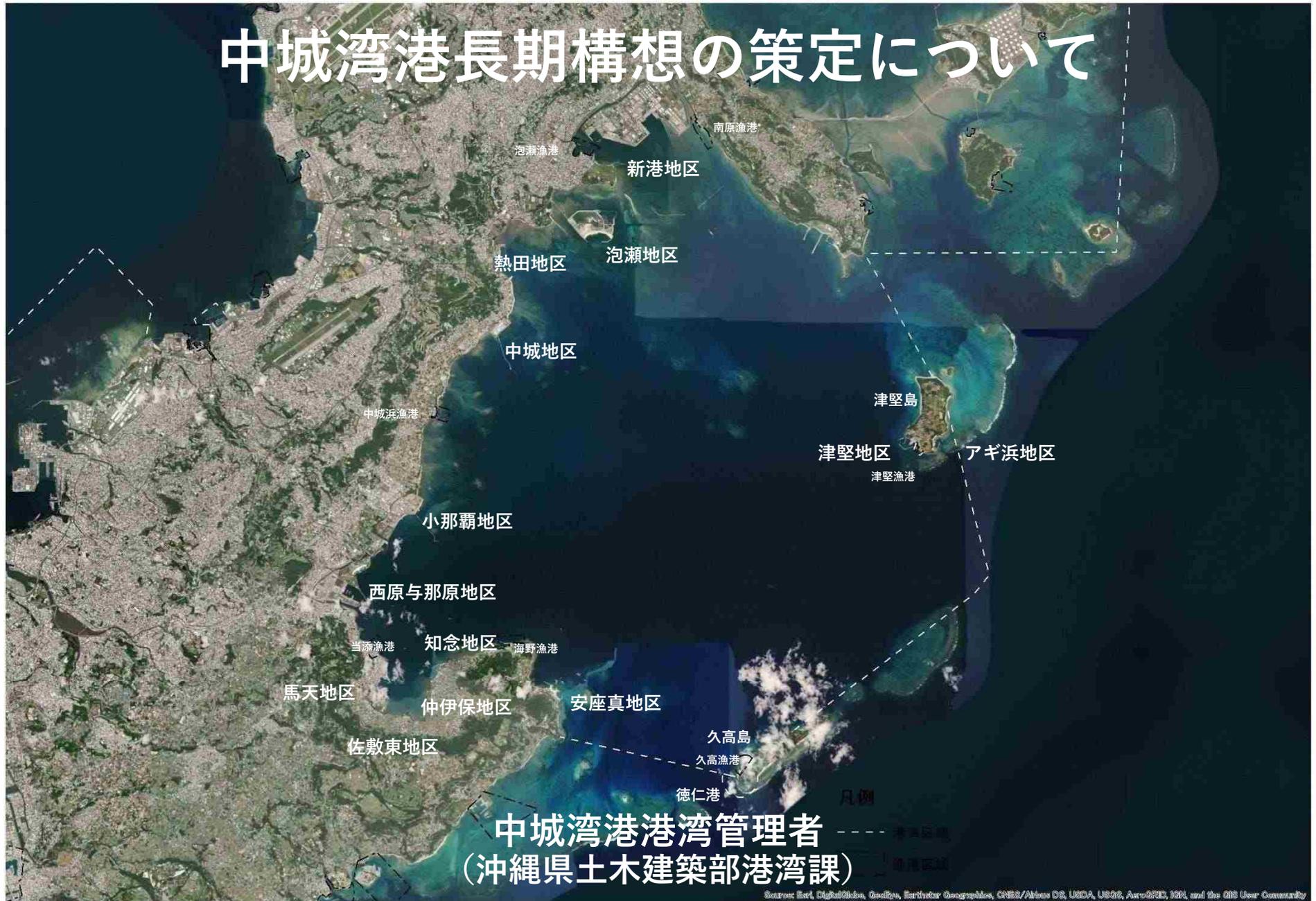


# 中城湾港長期構想の策定について



## 中城湾港長期構想の策定に係る背景と目的

1. 中城湾港港湾計画は平成2年に改訂（目標年次平成12年）し、その後も様々な要望等に対応するための一部変更等を経て現在に至っている。
2. 当該計画に基づき、港湾の整備が着実に進展している一方で、計画改訂から約30年経過する間に中城湾港の取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、各地区で新たな拠点形成の構想が検討され始めている。
3. 中城湾港を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、沖縄県全域の発展を加速させる「みなとづくり」を進めることを目的に、次期港湾計画改訂や新たな振興計画を見据えた長期構想を策定する。



## 長期構想と港湾計画の関係

### <長期構想とは>

学識者、港湾利用者、行政機関、県民など様々な港湾関係者の意見・要請をもとに、概ね20年～30年先の長期的視野に立った総合的な港湾空間のあり方を構想・ビジョンとしてまとめたもの。

### <港湾計画とは>

港湾の開発、利用及び保全等の方針、港湾施設の規模及び配置等について計画としてまとめたもの。長期構想を道行きとし、10年～15年後に目指す内容を新しい港湾計画にまとめる。

※港湾計画とは、港湾の開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる基本的な計画であり、港湾法第3条の3に規定されている法定計画である。

※計画の変更にあたっては、地方港湾審議会の審議後、国土交通省に提出。更に交通政策審議会の審議を経る必要。

**現 中城湾港港湾計画** (改訂：平成2年8月、一部変更3回、軽易な変更11回)



国際・国内情勢の変化 ⇒ 新たな課題・要請

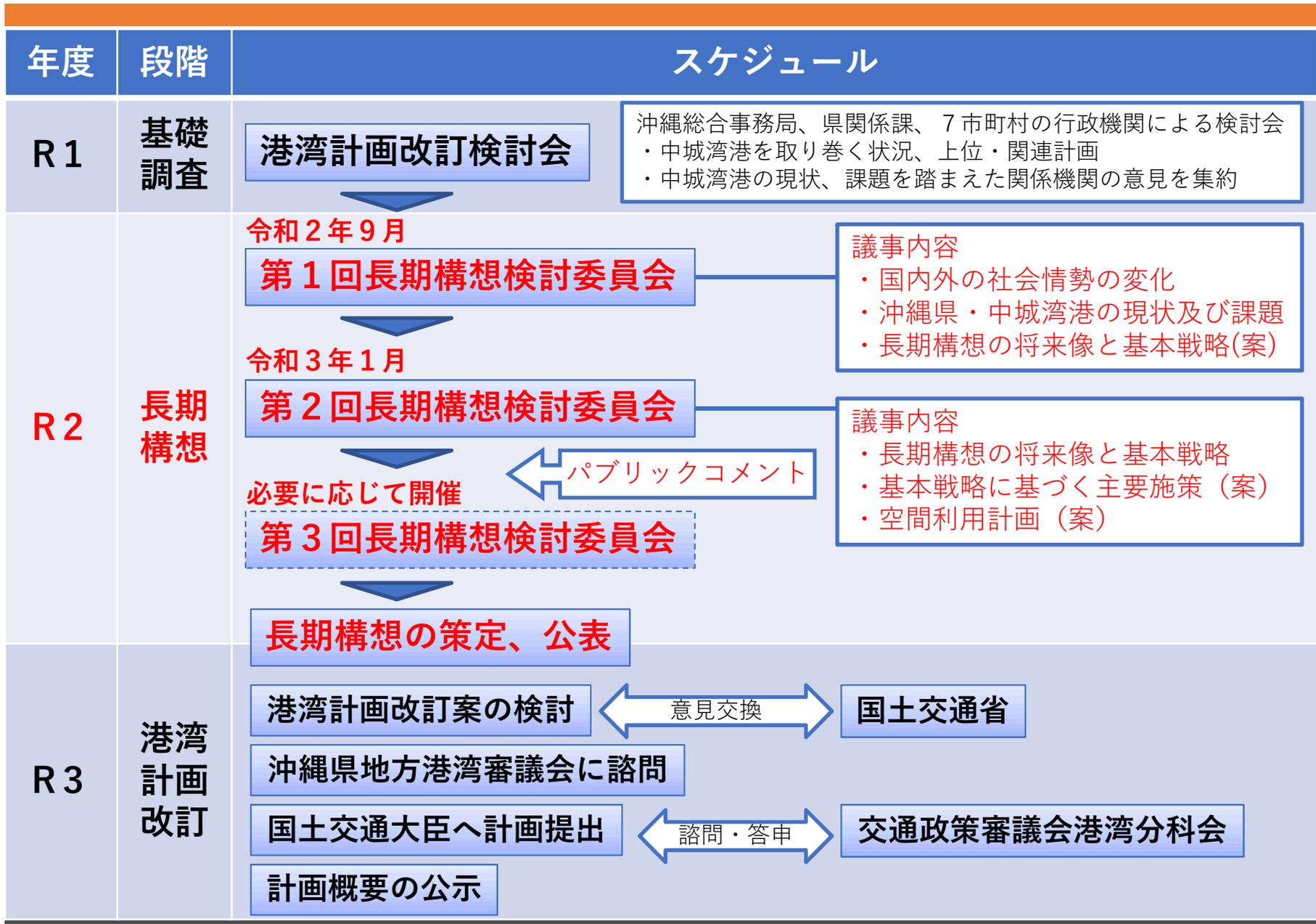
**中城湾港長期構想** 概ね20年～30年先の視野に立った総合的な港湾空間のあり方について検討



長期構想を道行きとし、10～15年後に目指す内容

**次期 中城湾港港湾計画改訂** 概ね10～15年先を目標年次とした港湾計画について検討

# 検討スケジュール（予定）



# 中城公園



平成 25 年 3 月

沖縄県土木建築部 都市計画・モノレール課

# 中城公園概要

## ■公園整備の概念

中城公園は、那覇市から北へ約16km離れた沖縄本島の中部に位置し、中城村及び北中城村にまたがり、良好な歴史的、文化的環境を保持しているとともに、東に中城湾及び太平洋、西に東シナ海を望む本県でも有数の景勝地となっています。また、本公園の中心をなす中城城跡は、去る大戦の戦渦をまぬがれた貴重な文化遺産で、昭和47年に国の史跡に指定され、平成12年には「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のひとつとして世界遺産に登録されています。本公園は、中城城跡を核として、沖縄の歴史、文化、自然を積極的に体験、学習できる公園として整備を進めていく方針です。



## ■公園整備の理念

歴史と人、自然と人との共生の姿を文化創造の目標とする 21 世紀型公園づくり。

## ■公園整備のテーマ

歴史、自然と共生する文化創造の公園。

## ■基本方針

### ●歴史と人・文化

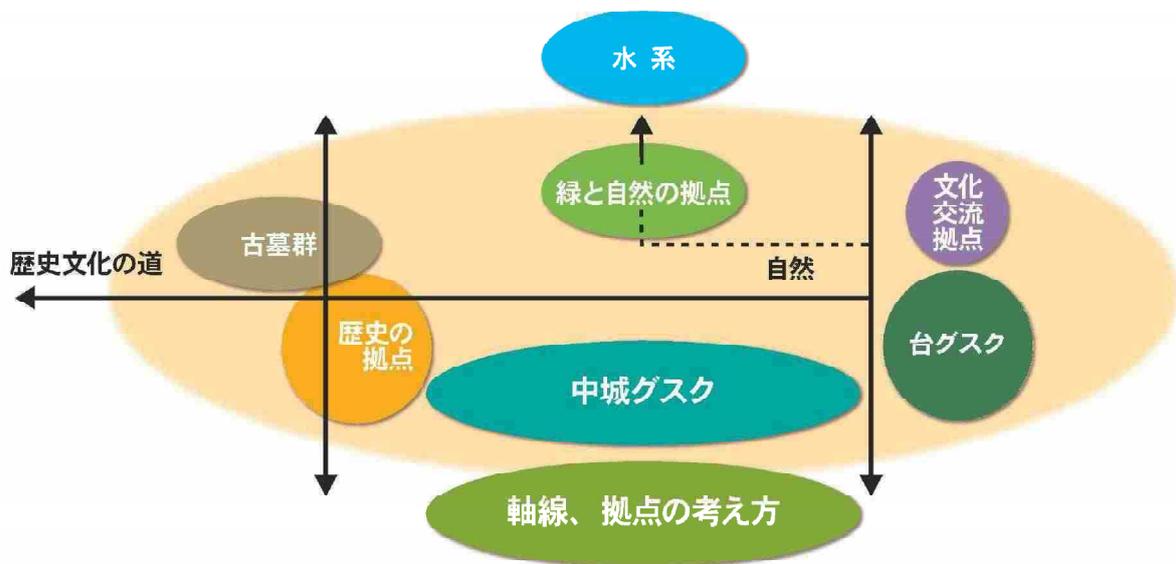
1. 中城グスク中心とする歴史的風土環境の保全・回復。
2. 歴史的遺産を活用した歴史体験の場の創出。

### ●自然と人・文化

1. 自然環境の保全・回復。
2. 都市緑化推進に向けて環境と人を育む。
3. 田園風景、自然生態、歴史的風致を活かす癒しと憩いの場の創出。

### ●持続ある環境の創出

1. 人々の愛着と誇りの持てる環境の創出。
2. 長い時間軸の中で育てる環境の創出。



## ■公園概要

- 公園の名称／中城公園
- 公園の位置／沖縄県中城村、北中城村
- 公園の種類／広域公園
- 公園の規模／都市計画決定面積 98.8ha
- 供用面積／11.9ha（平成25年3月現在）
- 総事業費／309億円
- 事業期間／平成9年度～平成30年度
- 事業主体／沖縄県



## ■事業経緯

昭和	23年	～	公園整備（中城村）
	25年	3月	開園（管理：公園組合）
	30年		中城城跡を琉球政府文化財に指定
	47年		国の史跡に指定
平成	3年	3月	中城間切歴史的環境ネットワーク構想策定（中城村・北中城村）
	6年	3月	中城城跡整備基本計画策定（中城村・北中城村）
	8年	6月	中城公園基本計画策定（沖縄県）
	9年	2月	都市計画決定（88.4ha）
	9年	4月	都市計画事業認定（85.9ha）
	10年	12月	都市計画決定（9.4ha 拡張→97.8ha）
	11年	3月	都市計画事業変更認可（事業地の変更 95.3ha）
	12年	12月	中城城跡が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のひとつとして世界遺産に登録
	16年	3月	都市計画事業変更認可（期間延長）
	16年	12月	都市計画決定の変更（0.1ha 拡張→97.9ha）
	17年	3月	都市計画事業変更認可（事業地の変更 95.4ha、期間延長）
	19年	3月	都市計画事業変更認可（期間延長）
	20年	2月	都市計画決定の変更（0.9ha 拡張→98.8ha）
	21年	4月	都市計画事業変更認可（事業地の変更 96.3ha、期間延長）
	22年	3月	一部供用開始（自然学習ゾーン11.1ha、文化交流ゾーン0.82ha）
	23年	3月	都市計画事業変更認可（期間延長）
	25年	3月	都市計画事業変更認可（期間延長）



# 歴史

中城城は、首里王府に抵抗していた勝連城主の阿麻和利を牽制するために、座喜味城主であった護佐丸が国王からの命により移り住んだ城で、琉球王国の王権が安定化していく過程で重要な役割を果たしました。発掘調査によって出土した遺物から築城は14世紀後半と推測されるが、15世紀中期に護佐丸によって三の郭、北の郭が当時の最高築城技術のもとに拡張されています。



中城城跡



三の郭



# 文化

1995年9月30日に、地元中城に伝わる組踊(くみおどり)「護佐丸」が、52年ぶりに復活上演されました。城主護佐丸公が阿麻和利(あまわり)の謀略に倒れ、三男亀千代(盛親)が仇を討つという物語に、観客は涙を流し喝采をおくりました。中城地域は、琉球古来の文化を色濃く残しており、風土とかたちで文化を継承しています。

護佐丸の墓



# 自然

公園計画区域は、沖縄本島の中南部地域における良好な自然が残された地域となっています。



## ■ダム環境

昭和 29 年に農業用ダムとして築造されているが、現在はダム機能はなく、水質、底質とも有機汚濁が進行しています。自然度の高い水質環境を回復することが今後の課題となっています。

## ■自然植生

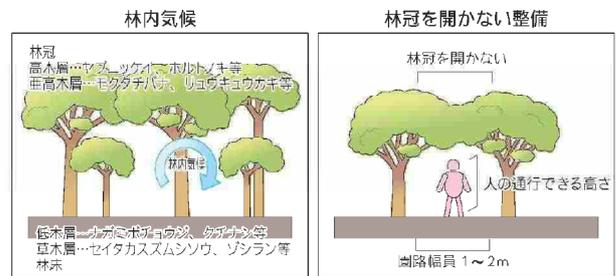
アカギ、ヤブニッケイなどの自然林、オオバキ、ギンネムなどの二次林及び草地在り豊かな植生が見られます。

## ■陸上動物・水生生物等

豊かな植生を反映して哺乳類 4 目 6 科 9 種、爬虫類 1 目 5 科 6 種、鳥類 11 目 24 科 44 種、など多様な生き物が生息しています。

## ■環境保全計画

計画地には自然林が比較的大きな面積で存在し、地域本来の自然（潜在自然植生）の少ない本島中部における、貴重な自然環境の拠点となっており、これら現存する自然を保全し、環境形成の核とすることで、より豊かな自然を公園内に誘致し環境形成の基盤とする必要があります。



# 世界遺産

琉球王国のグスク及び関連遺産群は、琉球が統一国家へ胎動し始めた 14 世紀後半から、王国が確立した後の 18 世紀にかけて生み出された琉球地方独特の特徴を表す関連遺産群となっています。本県は、かつて中国、日本、朝鮮半島、東南アジア諸国と盛んに交易を行い、政治的、経済的、文化的に高い水準を保ちつつ、琉球王国という統一国家を形成し、400 年あまりにわたって独自の歴史的発展を遂げて来ました。中城城跡に見られる石積みや石造アーチ門は琉球独特の技法で築かれた石造建造物で、御嶽などの聖域とともに地域住民の精神的な拠り所となっています。



## ■古グスクの中心として

中城グスクは、その位置的あるいは資源性からして、王朝文化である首里城等と対比されるとともに、古グスク群の中心的役割が期待されます。

## ■中城公園のその他の遺跡

中城公園には中城城跡の他に、台グスク遺跡、伊寿留<sup>いじゅうる</sup>安<sup>あ</sup>司<sup>し</sup>の墓、泊古島原遺跡、登又遺跡（旗立遺跡）、小那覇屋取散布地、平田原散布地があります。

## ■伝統的古墳群

中城城跡の南西部に、古いものとして風葬墓、伝統的な様式の破風、亀甲などおよそ 100 基とまとまって古墳があります。墓の変遷を知る上で貴重な地域を形成しており、いわば「墓の博物館」となっています。

# 中城公園計画図

S = 1 / 3,000

## 中城公園基本設計ゾーン及びエリア区分図



ゾーン	凡例	エリア	凡例
歴史環境ゾーン	■	中級研修エリア	■
自然環境ゾーン	■	歴史的体験学習エリア	■
文化交流ゾーン	■	古墳群エリア	■
		台グスクエリア	■
		生態園エリア	■
		自然学習エリア	■
		自然共生エリア	■
		文化交流エリア	■

マークの見方	
P	駐車場
♿	トイレ
♫	休憩所
?	案内板



## ○市街化調整区域における土地利用の規制緩和：市街化調整区域の地区計画に関する考え方

1. 沖縄県では、平成19年に「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を策定し、市街化調整区域における適正な土地利用が図られるよう地区計画の指定を促進してきたが、これまでの実績は3件のみで十分な活用がなされていないことから、土地利用状況の変化に併せ緩和を求める声が多かった。
2. このような状況から、全国的な活用事例や市町村意見を踏まえ、主要幹線道路の幅員基準や新たな類型として非農用地活用型を導入する等、「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を見直し（令和2年3月）、市町村の地域の実情に応じた計画的なまちづくりを支援するとともに、将来的には全体的な計画に基づき市街化区域への編入も見据えた対応を検討する。

## ○市街化調整区域における地区計画ガイドラインの主な改定内容

類 型	変更項目	( 旧 ) 基 準	( 新 ) 基 準
大規模型住居系 一体的土地利用型 集落保全型	建築物の 用途制限	住宅及び居住者のための利便施設	第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域の範囲で道路構造や周辺環境に配慮して適切に定める
	建ぺい率の最高限度 容積率の最高限度 建築物の高さの制限	建ぺい率：50%以下の値で定める 容 積 率：100%以下の値で定める 高 さ：基本的に10m	建ぺい率：(地区状況により <u>60%以下も可</u> ) を追加 容 積 率：(地区状況により <u>200%以下も可</u> ) を追加 高 さ：(地区状況により <u>12mも可</u> ) を追加
幹線道路誘導型	建築物の 用途制限	住宅を制限(住工混在を防止する)	準工業地域の用途制限から都市計画マスタープランや地区状況を踏まえ用途を限定。専用住宅及び3,000㎡を超える店舗・事務所は原則として制限する。
大規模型非住居系 幹線道路誘導型	建築物の 高さ制限	12m以下で用途によって適切に定める	<u>20m以下</u> で周辺景観や地域特性、環境との調和に配慮し適切に定める
大規模型非住居系	壁面後退	6m以上の値で用途によって適切に定める	<u>1m以上</u> の値で用途によって適切に定める(他の類型と統一)
幹線道路誘導型	対象地区	幅員16m以上の国道及び県道に面する地区	<u>幅員12m以上の国道、県道及び主要な市町村道に面する地区</u> を原則とする。ただし、 <u>開発許可基準及び地区状況等を踏まえ、9m以上12m未満も可</u> とする
<u>非農用地活用型</u>	類型追加	現行の集落保全型を、土地改良事業等で設定された非農用地でも活用できるよう新たな類型を追加。 各種制限等の基準は集落保全型と同じ	

その他、都市計画法の趣旨や都市計画運用指針の改定内容等を踏まえ以下の内容を明確にした

- ・市町村都市マスタープラン等の上位計画との整合を図ること  
(都市計画マスタープランにて具体的な地区の位置づけが明確でない場合は、市町村総合計画や、「那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会」で示された「保全すべき区域」と「利活用すべき区域」を明確にした市町村の考え方との整合を確認する。)
- ・市街化調整区域が市街化を抑制すべき区域であることに配慮した計画とすること  
(区域区分制度の導入検討当初は市街化調整区域を、当面は市街化を抑制する「市街化調整区域」と、市街化を防ぐ「保存区域」という2つに分ける案が提案されており、市街化調整区域の中には、将来一定期間に市街化の可能性のある地域と、将来にわたり市街化させるべきではない地域という、性格の違う2つの地域が存在すると認識されていた。)
- ・市町村は県の基準を参考に、地域の実情を踏まえた独自の基準を策定することができること

○地区計画の運用を図りながら、市街化調整区域の趣旨を踏まえつつ必要に応じて開発許可基準等の見直しについても検討する。

## ○「市街化調整区域における土地利用計画研究会」の概要

本研究会は、市街化調整区域を多く抱える市町村が地域の実情に応じた地区計画の策定や市街化区域の拡大等について、全体的な計画を踏まえた将来展望の基に保全と開発のバランスを保ちながら、柔軟かつ迅速に取り組む際に生じる課題の共有や解決に向けた手法等について自由な討議や研究等を行うことを目的とする。

### （取組事項）

- 地区計画制度の活用に関すること
- 都市計画法第34条第11号及び第12号に係る開発に関すること
- 市街化調整区域から市街化区域への編入に関すること
- その他、事務局が必要と認める都市計画に関すること

### （事務局）

沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課

第1回研究会を令和2年10月9日に開催し、地区計画制度の活用や都市計画法第34条第11号及び第12号に係る開発に関すること、市街化調整区域から市街化区域への編入に関すること等について情報交換や意見交換を行った。

### （会員）

沖縄県（都市計画・モノレール課）、糸満市（都市計画課）、豊見城市（都市計画課）、西原町（都市整備課）、与那原町（まちづくり課）、南風原町（まちづくり振興課）、八重瀬町（都市整備課）、北中城村（建設課）、中城村（都市建設課）

※議題内容に応じて関係部局や近隣市町村の参加も可能としていますので、関係する個別法令の所管課の出席・参加を依頼する場合がありますので、ご協力を宜しくお願いします。（県庁関係部局関係課、那覇市、浦添市、宜野湾市など）